

経済と経営 20-1 (1989. 6)

〈論 文〉

アントーン・フガーの企業と時代 (27)  
——スペイン王国の支払停止——

松 田 紹

1

1556年5月5日にブリュッセルの宮廷からハンス・ヤーコプ・フガー宛に手紙が出されたが、それはスペインで働く兵器鍛冶及びその他の職人の斡旋を依頼するもので、俸給は彼らの申出る額が支給され、旅費の前渡金も出る記されていた。更に5月9日には同じくブリュッセルからアントーン・フガー宛に、200人のドイツ坑夫をグアダルカナルの銀山に派遣してほしいという依頼状が出された。グアダルカナル鉱山の管理者に任命されたフランシスコ・デ・メンドーサ (Francisco de Mendoza) はこの銀山の開発に腐心し、フガー社がアルマーテンの鉱山に招いたドイツ坑夫の勤勉有能なことを知つて依頼したのであった。但し宗教だけはルター派であってはならなかった。

1556年5月8日にトマス・グレシャムはフガー社と借款契約を結び、これはイギリス女王が10月20日に154,706 グルデンをフガー社に返済するというものであった。翌5月9日にハンス・ヤーコプ・フガーは、アウクスブルク市に対する皇帝の負債 50,108 グルデン 30 クロイツァーを「イギリス国王」 „König von England“ 即ちフェリーペが支払を引受けるという声明を出させることに成功した<sup>1)</sup>。ハンス・ヤーコプは他にもアウクスブルク市のため

に別口の 22,000 グルデンの皇帝の債務の取立に盡力し、また「市のための使者報酬、騎馬代、召使代、食費及び進物」の支払を行い、更に市の兵士の給与支払も引受けた<sup>2)</sup>。この際彼は弟ゲオルクと共にバイエルン公アルブレヒトに対し特に親密な関係を育成するのに意を用いたことが目立った。

5月13日に上オーストリア政府の顧問ヴィルヘルム・ギーンガーがアウクスブルクに派遣されて、トルコ戦争のためドーナウヴェルトに集めた12箇中隊の給与支払に当てるため 34,000 グルデンの金を 5 乃至 7 %で貸付けるよう市当局に申し入れた。ドーナウヴェルトには日毎に多くの農民傭兵が集まり、早く給与を支払って査閲して送り出さないと、この地方に領地を有するフガ一家を初めとする市の大商人に大きな損害を及ぼす事態の生ずる危険があるとギーンガーは感した。2日後の5月15日にヴュルテンベルク公クリストフはシュパイヤー (Speyer) から傭兵隊長ゼバスティアン・シェルトリーンにこう問い合わせた——ドーナウ内外に在る兵士のための給料が3頭の馬でネーデルラントから運ばれるというのは本当か、「フガ一家又はその他がこういう金を国王陛下のため手形で其処宛に振出さなかったかどうか」と<sup>3)</sup>。

こういう危険な情勢に当面してアウクスブルク市参事会は軍事顧問会を設けて、市管理者ハインリヒ・レーリンガーの他にハンス・ヤーコプ・フガー、ヨアヒム・ランゲンマンテル、ハンス・フェーリン、ゲオルク・プフィスター及びウォルフ・パラー (Wolf Paller) が軍事顧問に任命され、彼らの任務は先ず第一に傭兵の募集であった。市はギーンガーに対し貸付を拒否し、自衛のため 8 篇中隊を配置し、その費用は 4 万グルデンに達した。この頃ハンス・ヤーコプはミュンヒエンに滞在して、やがてランツベルク同盟に結実する重要な交渉に携わっていた。そこでアウクスブルクの参事会はバイエルン公に

1) G. von, Pölnitz, und H. Kellenbenz : *Anton Fugger.* Bd. 3. Tl II. S. 63, S., 488. (以下、著者名は、Pölnitz/Kellenbenz, と略記)。

2) Pölnitz/Kellenbenz, : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 65.

3) Pölnitz/Kellenbenz, : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 67—68.

対し 5 月 20 日にハンス・ヤーコプを「出来るだけ速かに送り戻して、彼が火曜日に参事会に出れるようにしてほしい」と願った<sup>4)</sup>。

6 月 1 日にランツベルクで国王フェルディナント、バイエルン公アルブレヒト、ザルツブルク大司教ミヒャエル・フォン・クエンブルク (Michael von Kuenburg) 及びアウクスブルク市の間に同盟が結ばれた。同盟は「宗教に関係ない」と上べは申し立てられたが、ザルツブルク大司教が一枚噛んでいる以上、その性格は明らかであった<sup>5)</sup>。御料局顧問レーオンハルト・ピュヒラー・フォン・ヴァイトンエク (Leonhard Püchler von Weitenegg) の資金調達で、聖靈降臨祭迄に査閲を始める見込が立ち、ドーナウを下って軍隊をハンガリアに運ぶためにレーゲンスブルクに舟と筏が集められた。

ドーナウヴェルトの軍隊集結の危険は、こうして収まったかに見えたが、インスブルック政府の財政危機は消滅せず、それはランツベルク同盟が上ドイツの平穏を保証する力に対する疑念を生じさせた。インスブルック政府は 1556 年の 1 月 1 日から 5 月 31 日までの 5 か月間に宫廷費、軍備、債務償還と利子支払のために 144,220 グルденの新たな借金をし、同じ頃政府の経常支出のために 72,677 グルденを必要としたから、併せて 216,897 グルденの新しい借金は年利 12,969 グルденの利払いを必要とした。この債務にはフガー社は関与しなかった。勿論これには銅債務は含まれていない。ミュンヒエンのバイエルン公やザルツブルク大司教の財政状態は国王フェルディナントのそれに比べると未だ良かったが、同盟の主な効果は目下の処、威嚇に過ぎなかった。

インスブルック政府の顧問ギーンガーは借款達成のため奔走し、アウクスブルクでズインプレヒト・ホーザー (Simprecht Hoser) から 10% の利子で 4 万グルденの貸付を受けた。更にギーンガーがウルム周辺の地方貴族たち

4) Pölnitz/Kellenbenz, : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 69.

5) Pölnitz/Kellenbenz, : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 70.

の許で続けた借款活動の成果が思わしくなかったので、7月初めに国王フェルディナントはシュヴァーベンの地方代官ゲオルク・イルズングに命じて、アウクスブルクで2万グルденの借款を募らせた。これに対し市参事会は7月7日に1万グルден迄引受ける用意があると声明した。市当局はドーナウヴェルトの情勢が鎮静に向かったのを見て、募集した兵士のうち4箇中隊は帰休させるが、3百乃至4百の最良の兵士を保持して市門の番と夜警の続行に当てると決定した。

ティロールの鉱山に関してフガー社は政府当局と粘り強く交渉を続けた。1556年春にウルリヒ・リンク=アントーン・ハウク会社が10%の利子で28,000 グルденを、シュヴァーツの銀上納金を担保で貸した時も、フガー社はこれに関与しなかった。それでも国王は5月にリンク=ハウク社の他にフガー社にもキツツビューエル領内のエーダータール (Edertal) の鉱山採掘を許可した。ティロールの鉱山地帯ではシッケルやテンツルのような土着の古い鉱夫が破滅して以来、外国鉱夫会社に対する土着の鉱夫の不安を克服することが急務であった。そこで国王フェルディナントは1556年頃夏にインスブルックに鉱業委員会を設置し、各地から鉱山専門家を招いて対策を協議させた。委員会はインスブルックとシュヴァーツにおいて1ヵ月に亘って協議を重ねた。

1556年5月27日にフガー社のアントウェルペン支配人エルテルが皇帝秘書エラッソ及び会計局長ドミンゴ・ゼ・オルベア (Domingo de Orbea) と結んだ20万ドゥカーテンの特権契約、即ち短期貸付契約は、スペイン王室の債務返済が順調に行われなかつた実態を如実に示した。当時スペインに在る王室の顧問たちは、国王の不在から生ずる不都合を指摘して、国王フェリペに速かにイギリスから帰国してほしいと願つた。現時のスペイン王室の負

債総額は 6,410,143 ドゥカーテンで、これに 435,200 ドゥカーテンの利子を加えると 6,845,343 ドゥカーテンに上った。5月 27 日に 12% の利子のこの特権契約は 6 月 7 日にハンプトンコート (Hamptoncourt) でフェリーペに、また 6 月 12 日にブリュッセルで皇帝に承認されたが、それは本来エルテルが要求したベルゲン (Bergen) の復活祭大市での返済が難かしかったので、その約半分 107,391 ドゥカーテンはスペインのメディナ・デル・カンポの 5 月大市で 7 月の支払日で返済されるというものであった。

そこでスペインの摂政フアナはアントウェルペンのフガー支配人エルテルに、こう通告して来た。彼はこの 20 万ドゥカーテンの勘定についてスペインのフガー支配人ヴァルターから 11 万ドゥカーテンの手形を受取り、その代りヴァルターには特別上納金の国家収入が指定される、と。ヴァルターは彼の手形を渡す際 1 ドゥカーテンを 69 グローテン (Groten) と計算したから、本来アントウェルペンで支払われるべき 75 グローテンに換算すると、11 万ドゥカーテンは 101,200 ドゥカーテンとなる。従って 20 万ドゥカーテンとの差額 98,800 ドゥカーテンが未払金として残った。

金繩りに窮したスペインのハープスブルク王室が次から次へと短期の融資のため特権契約を結んだので、それらの契約の相互の関連を正確に把握することは困難である。従ってエルテルが 1556 年 4 月 25 日にブリュッセルで結んだ 541,498 ドゥカーテン $\frac{2}{3}$  (= 203,062,000 マラベディス) の特権契約、カルル 5 世が 6 月 18 日に 250,000 ドゥカーテン、195,027 ドゥカーテン及び 17,992 ドゥカーテンの 3 通の手形でフガー社に借りた 463,019 ドゥカーテンの内容を充分に解明することは出来ない。いずれにしてもフェリーペは 7 月半ばに、フガー社の支配人と契約した 40 万エスクードと手形で届いた 292,000 エスクードでは、彼と皇帝の宮廷費、軍事費及びその他の差し迫った負債を支払うには不足なことを確認せざるを得なかった。スペインの財務会議は急いで 15 万乃至 20 万エスクードを調達しなくてはならなかった。この新たな資金援助なしにはイギリスに在るフェリーペは二進も三進もいかな

かった。ブリュッセルのカルル5世は来月はスペインに渡ろうと考え、艦隊の準備はもう始まっていた。従兄弟のベーメン国王を迎えるためにレーヴェン (Löwen) に来たフェリーペは7月16日にスペインの妹摂政に対し、目下の情勢を報じた。フェリーペのこの出迎えはカルル5世が愛する娘マリアー王妃に会うのを切望したからであったが、老皇帝はまたマリアーの夫である甥のマクスィミーリアーンに対しフェリーペの帝冠継承の交渉をもう一度試みようという思惑も抱いていた。

1556年6月19日のイギリスの評議院文書にはトマス・グレシャムが支払済みの国王の債務証書12通をアントウェルペンから返送した記録があるが、そのうち最も大口の2通、1555年4月7日の122,108 グルデンと同年11月8日の70,620 グルデンは共にアントーン・フガー宛の証書であった。

1556年7月27日に会計長官オルベアはアントウェルペンから、支店長エルテルとの手形決済の交渉の結果を次のように国王に報告した。——彼はエルテル及びアルベルトオ・ピネーロ (Alberto Pinelo) と特権契約について交渉したが、エルテルは25万エスクード以上の支払は拒絶した。しかしピネーロは金額を40万エスクードに引上げることに同意し、その支払いは以下のように進行中である。10万エスクードは特権契約締結後15日以内の4月25日に支払われ、その後5月と6月に10万エスクード支払が行われ、最後の10万エスクードはこの7月に行われる。但し18,000エスクードは利子及び彼の尽力に対する報酬として40万エスクードから控除される、と。

1556年7月29日に国王フェリーペはスペインの財務会議に次のように指示した。フガー社のアントウェルペン支配人エルテルと締結した特権契約に基づいて、1555-1557年のカスティーリャの特別上納金から146,033,692 マラベディス、1555年の特別上納金から70,050,000 マラベディスをエルテルに支払うことになっている。スペイン国会の開催が遅れて特別上納金の入金が延びたので、更に138万マラベディスの追加利息を計上すべきで、これはその中1,116,000 マラベディスは1557年の第1・三分の一期の、残り264,

000 マラベディスは 1560 年の第 1・三分の一の一期の特別上納金が指定される、と。スペイン摂政フアナは兄フェリーペから新しい特権契約で 20 万ドゥカーテン (= 7 千 5 百万マラベディス) を調達せよと指令されたが、財務会議は財源はすっかり使い果たされて、後はアメリカからの貴金属に頼る他はないことを知っていた。それとても天候の不順のため、当然到着すべき 12 隻の船の入港は 10 月まで待たなくてはなるまいと予想された。

フランスの提督ガスパル・ド・コリニ (Gaspard de Coligny) は 1556 年 3 月ブリュッセル城内のカルル 5 世を、フランス国王の使節として訪れた。皇帝はコリニの提出したヴォセール (Vaucelles) の休戦条約の批准を求める文書を縛っている糸を、彼の痛風で痛む手で切るのに、大いに苦労した。老皇帝は苦笑を浮べてコリニに語った、「提督殿、朕に何と申されるかな？朕はもう比武で槍を折るような屈強の騎士ではなく、今は手紙を開けるのに大いに苦労しているに過ぎぬ朕ではあるまいか？」<sup>6)</sup>。

ネーデルラントを提供する代わりに帝位をフェリーペに譲らせようというカルルの申し出を断わった甥の国王マクスィミリアーンは 8 月 5 日に妻のマリアと共にベーメンに向けてブリュッセルを立った。皇帝も 8 月 8 日にブリュッセルの宮殿を出てスペインへの旅に出、8 月 28 日ヘント (Gent) で其処まで供をしたフェリーペに別れ、2 人は以後会うことはなかった。カルルは2人の姉妹エレオノーレとマリアと共にゼーラントに向かい、其処には 56 隻の船団が皇帝と従者たちを待っていた。皇帝は 9 月 12 日に弟フェルディナントに手紙を送って、帝位を譲渡する旨を伝え、その時期の決定は彼に任せた。9 月 14 日に皇帝はドン・アントニヨ・デ・ベルタンドーナ (Don Antonio de Bertandona) の指揮する 565 トンの「聖霊号」(„El Espíritu Santo“) に上船した<sup>7)</sup>。フガー社のアントウェルペン支店は 9 月 19 日に社主

6) Terlinden, Ch. : *Kaiser Karl V.* S. 257.

7) Terlinden : *ibid.* S. 258.

アントーン宛に報告した。「皇帝陛下は同じ 17 日朝スペインに向け出航されました。」<sup>8)</sup>

## 3

1556 年 9 月 28 日ビスカーヤ湾のサンタンデル (Santander) 東方の小さな港ラレド (Laredo) に上陸した皇帝の一一行は、10 月 13 日にブルゴスに到着し、更にバリヤドリーへと向かった。バリヤドリーの近くカベソン (Cabezón) で 8 歳の孫ドン・カルロス (Don Carlos) の出迎えを受けた皇帝は大いに喜んだ。バリヤドリーで娘の摂政フアナに会った皇帝は 11 月 4 日にエストレマドゥーラ (Entremadura) に向かい、オロペサ (Oropesa) 伯のハランディリヤ (Jarandilla) 城に滞在して、彼の最後の住処となったユステ (Yuste) の山荘の完成を待った。

ベーメン国王マクシミリアーンは 9 月 10 日にインゴルシュタットからアントーン・フガーに次のような手紙を送った。彼自身の生計の維持に当てるために、フガー社に指定されている翌 1557 年のウンガリッシュ＝アルテンブルクの三十分の一税収入を譲ってほしい。その代わり父フェルディナント国王に働きかけて、スロヴェニア地方の三十分の一税からフガー社に渡されるべき 6 千ライン・グルデンの支払を促進し、またフガー社に対するビル税からの支払が几帳面に行われるようシェレーズィエンの副総督に指令を出そう、と。これに対しアントーンは 9 月 18 日の手紙でこう回答した。マクシミリアーン国王に対する彼の好意を示すために、1557 年の三十分の一税の収入は譲るが、その権利を放棄する意志はないから「最も早い支払」を受取れるようにして貰いたい、と<sup>9)</sup>。

8 ) Pölnitz/Kellenbenz, : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 79.

9 ) Pölnitz/Kellenbenz, : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 88.

フガー社は役人の手落ちによる支払延期も承知しなくてはならなかった。9月13日に上オーストリアの政府及び御料局は国王フェルディナントに、この日にアントーン・フォン・シュタムプ (Anton von Stampp) に対する手形の支払がアウクスブルクで行われることになっていることを照会した。皇帝の役人の手落ちでこの手形の金はアウクスブルクでなくヴィーンに送られたので、シュタムプはフガー社に対し期日通りに支払えなくなつた。そこでインスブルック当局はフガー社に対し、皇帝の当局の過失でシュタムプが入金出来なかつたのであるから、彼の支払の期日を延ばしてほしいと願つた。

国王フェリーペの旧師スィリセオ (Siliceo) 枢機卿は9月22日にフェリーペに次のような助言の手紙を送った。闘う教会の資金を獲得するために、王室が高利で借りている金貸しに抵当に入れている収入を取り戻してトレドの国庫を豊かにすべきである。教会の敵を征服して国王の世界支配を確立するためには、グアダルカナルの鉱山の収益をトレドの国庫に納めるべきである、と。こうしてフェリーペの側近に税金担保を廃止しようという考えが拡まつた。こういう考えは、国王が商人に与えた指定を取り消す完全な正当性を有することは聖書によって証明される、というルゴ (Lugo) の司教の主張によつて支援された。

8月8日に行われたアウクスブルク参事会員の改選で引き続き参事会に残ったハンス・ヤーコプは、市のための政治活動を積極的に続けた。アントーンはこの夏、健康状態が優れなかつたが、ティロールの銀契約をめぐる交渉に辛抱強く指示を与えるなくてはならなかつた。ティロールの鉱夫たちは、国王が鉱業委員会を設置しても彼らの要求は認めて貰えないとして、8月18日に彼らの苦情を当局と話し合うための「会談」(„Synode“) の招集を要求した<sup>10)</sup>。こういう要求に対し政府当局は強硬な拒否的態度を示したが、紛争の根

---

10) Scheuermann, L. : *Die Fugger als Montanindustrielle in Tirol und Kärnten.* S. 101.

本原因は鉱山経営における収益の後退に在ったから、解決は困難であった。フガ一家を初めとする外国鉱夫が経営を維持出来たのに土着の鉱夫が没落したのは、「濫掘」(„Raubbau“)によって収支の償わぬ「貧坑」(„schmale Striffl und Gänge“)が生じたためであった。鉱夫にとって残された道は「自力更生」(„Selbsthife“)，即ち不良坑道を廃坑にして、収益を挙げ得る坑道に経営を縮小ことしかなかった<sup>11)</sup>。これに反し進出したばかりのフガー社のグラスシュタインの精錬所は1556年末に既に5,061 グルデンと評価された<sup>12)</sup>。この間の事情はナルス及びテルランの鉱山判事アダム・ポック (Adam Pockh) の報告から分かる。鉱夫は採掘する鉱石の銀含有量が2ロート以下になったら、採掘を引受けなくてよい。但しフガ一家にはこういう貧坑も引き受けさせるべきである、と彼は勧告した。

アントウェルペンでは支配人エルテルがブリュッセル当局と、スペイン軍隊の給与支払のため、或るいは国の債務証書の延期のための金の調達について引き続き交渉を重ねた。先ず問題とされたのは、エルテルが1555年の5月と9月に契約した2通の手形の返済の件で、1通は20万ドゥカーテン、もう1通は12万ドゥカーテンであったが、約束したジェーノヴァでの返済が行われなかつたので、1556年1月13日に次のような新しい取決めが為された。フガー社の支配人に対し1557年のスペインの特別上納金の第2及び第3の三分の一に125,000 ドゥカーテンが指定され、また1558年の特別上納金で143,000 ドゥカーテンが支払われるものとする。これは計268,000 ドゥカーテン、即ち100,500,000 マラベディスとなつた。エルエルは1556年4月25日に541,498 ドゥカーテン $\frac{2}{3}$ の新たな特権契約を結び、その利子は85,651,818

11) Scheuermann, L.: *ibid.* S. 95–96.

12) フガー社の他の3精錬所の1556年末の評価額は次の如くである。イエンバハ(重上納金) 29,782 グルデン、リュツェルフェルデン (Lützelfelden) (軽上納金) 21,218 グルデン、ライベルク、322 グルデン。Scheuermann, L.: *ibid.* S. 52. Fußnote 4.

マラベディスとなり 1558—1561 年の特別上納金が指定されたので、上述の 100,500,000 マラベディスと併せると 186,151,813 マラベディスの支払いとなつた。高い利子と長い返済期間は、こういう特権契約を驚くべき巨額とし、スペイン王室の返済能力が疑われた。

60 万ドゥカーテンの 1552 年の古い手形の返済についても長い交渉が行われた。この金は当時メツに在った皇帝に送られたもので、40 万はフガー社が、残り 20 万はシェツが引き受けた<sup>13)</sup>。1556 年 9 月 28 日にフェリーペは妹のスペイン摂政に、エルテルと締結した 40 万ドゥカーテンの手形について約束を守るように求めた。結局頼りとなるのは新大陸の貴金属しかなかったので、フェリーペは 11 月 9 日にヘントから次の指令を与えた。アントーン・フガーの 10 万ドゥカーテンとハンス・ヤーコブ・フガーの 154,000 ドゥカーテンを最近新大陸から届いた金と銀から支払うべし、と。

スペイン政府は 1553 年夏にフガー社とジェーノヴァの 2 商人アゴスティーノ・ジェンティーレ (Agostino Gentile) 及びシルヴェストレ・カッタネオ (Silvestre Cattaneo) に 35 万ドゥカーテンの手形を渡し、返済にはアメリカからの貴金属が当てられた。しかしアメリカから幾度も船団が到着したにも拘わらず、この金は 1556 年 12 月に僅か 4 万ドゥカーテンが支払われた丈であった。スペイン政府は残額に対してスペイン公債を押しつけようとしたが、債権者たちはこれを拒否し、この手形がシェツに由来するところから、シェツに損害賠償を請求したので、シェツはネーデルラント政府に補償を求めた。

---

13) 拙稿「アントーン・フガーの企業と時代 (24)」。『経済と経営』第 19 卷、第 1 号。  
1988 年、149—152 頁。

1557年のフガー社の業務はネーデルラントにおける大口貸付の協定で始まった。1月1日ブリュッセルで支配人エルテルは43万ドゥカーテンの王室に対する貸付契約を結んだ。60万ドゥカーテンの古い貸付は、これ迄通り12%の利子で8年以内にネーデルラント出納長官の収入から返済されると約束された。43万ドゥカーテンの返済はアメリカからの最初の金と銀から行われ、利子は13%とされた。スペイン摂政アナは兄フェリーペから、43万ドゥカーテンを他に先立って支払えという指令を受けた。「何故なら他の方法ではフガ一家は現下の金詰まりのために金を調達することを引受けないであろう」<sup>14)</sup>。セビーリャでは通商院によるアメリカの貴金属からの254,000ドゥカーテンのフガー社に対する支払が年之初には予定されていた。

1月4日メリト(Melito)伯はエラッソ宛に次のような警告の手紙を送った。即ちフガー社はスペインで受け取るべき金が渡されぬという情報を握っている。フガーを満足させないと、「われわれは彼と不仲になろうし、それに対して陛下はどうされるであろう」<sup>15)</sup>。1月6日、通商院の役人はフガー支配人ライザーに対し遅滞なく支払を行うべしというフェリーペの命令を記した書状を携えた急使がセビーリャに向かった。この頃アントウェルペンに居たエラッソはエルテルと共に1月8日急遽ブリュッセルに呼ばれた。この会談で特に問題とされたのは、国王フェリーペがイタリアに送るためにドイツで編成させた千名の騎兵の給与であった。この支払のためアウクスブルクかニュルンベルクで12,000エスクードが調達さるべきであった。エルテルはこの金を為替で送り、その代わり元旦に契約した43万ドゥカーテンの中、1557年の寒の大市(2月10日)に渡すべき13万ドゥカーテンからこれを差引く

14) Pölnitz/Kellenbenz, : *Anton Fugger*, Bd. 3. Tl. II. S. 98.

15) Pölnitz/Kellenbenz, : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 98.

ように求められた。この交渉はガルシア・デ・ポルティリョ (Garcia de Portillo) によってアウクスブルクで続けられた。

エーレンベルクは 1557 年春のアントウェルペンの情況について、こう述べる。「アントウェルペン取引所の汲み盡せぬと見られた泉は 1557 年春に初めて、少なくとも政府の直接借款に奉仕するのを拒否した。だが当時、政府の信用に無制約に奉仕しなくてはならなかった金融代理人に他ならなかったアントウェルペン市は依然として取引所で年利 12–13% で大金を借りることが出来た、何故ならその債務証書への投資は一般に『正当な場』と見做され、そのうえ市場金利は 11–11  $\frac{1}{2}$ % に過ぎなかったからだ。アントーン・フガーでさえ当時アントウェルペン支配人に宛てて書いた：『寒の大市の支払が復活祭大市まで延ばされ、アントウェルペン市もそれで凌ごうとしていることを私は聞いた。どうすることも出来ず、その情報がないので、私は傍観しなくてはならぬ』」<sup>16)</sup>。

アントウェルペンでエルテルから金を受取る交渉をしていたファン・ロペス・ガリョ (Juan López Gallo) は 2 月 2 日にエラッソに、エルテルは石のように硬く、保証なしでは 1 レアル (real) も出さないと零した。エルテルは 254,000 ドゥカーテンの王室の債務について、スペイン支配人ライザーは 1556 年にアメリカの金と銀から、そのうち 18 万ドゥカーテンしか受け取っていないことを指摘して、支払を停止した。兵士の給与の支給が出来なくなつたブリュッセル政府から 2 月 14 日にスペイン攝政アナ宛の手紙が送られ、2 月 20 日にセビーリャの通商院はライザーに 254,000 ドゥカーテンが完済さるべきことを認めた。

1557 年 6 月 18 日にスペイン支配人ライザーは皇帝の会計役ディエゴ・ヤニエス (Diego Yañez) 及びエルナンド・デ・ソモンテ (Hernando de Somonte) と次の如き清算を行つた。3 通の手形で計 463,019 ドゥカーテン

---

16) Ehrenberg, R. : *Das Zeitalter der Fugger.* II. S. 67.

の債務について、スペインの特別上納金に指定された 74,100,000 マラベディスは、1556 年の 5 月 31 日と 9 月 30 日及び 1557 年 1 月 31 日にそれぞれ 24,700,000 マラベディスずつ支払われることになっていた。463,019 ドゥカーテンは 173,632,125 マラベディスであり、これから 74,100,000 マラベディスを差し引いた 99,532,125 マラベディスが債務の残である筈だが、それは 73,904,252 マラベディスとされた。差額 25,627,873 マラベディスが何で返済されたか不明である。この債務は 50,485,000 マラベディスが元金、23,419,252 マラベディスは利息とされた。

ライザーが 1556 年 5 月 31 日に受け取った 24,700,000 マラベディスは 16,874,000 マラベディスが元金の償還に、7,826,000 マラベディスが利子であったが、元金のうち 507,000 マラベディスが脱落し、160,639 マラベディスが利子として計上されたため、実際の額は脱落した元金の分だけ少ない 24,193,000 マラベディスとなった。この 507,000 と 160,639 の差額 346,361 マラベディスについて 1556 年 6 月 18 日から 1557 年 7 月 18 日まで年間 12% の追加利子を支払うことになり、それは 41,563 マラベディスとなった。

フガー社は 1556 年 10 月 18 日に 50,548,692 マラベディスを皇帝に請求することになり、その中 33,611,000 マラベディスは元金の償還、残り 16,937,692 マラベディスは利子に該当した。1556 年 9 月 30 日に皇帝は 24,700,000 マラベディスを 16,425,000 マラベディスの元金償還及び 8,275,000 マラベディスの利子支払としてフガー社に渡すべきであった。しかし実際に支払われたのは 24,192,000 マラベディスで、不足分 508,000 は 337,776 が償還分、170,224 が利息分と見做された。この償還遅延から 1556 年 10 月 18 日から 1557 年 6 月 18 日までの利子が計上され、 $337,776 \times \frac{12}{100} \times \frac{8}{12} = 27,022$  マラベディスと算出された。

この清算に依ると 1557 年 2 月 18 日にフガー社に対し 26,536,132 マラベディスが支払われたことになっていて、その中 17,186,000 マラベディスは元金償還で 9,350,132 マラベディスは利子であった。ところで 1557 年 1 月 31

日に 1556 年の特別上納金の最後の三分の一から支払われる筈の 24,700,000 マラベディスは 15,997,000 が元金償還、8,703,000 が利子と予定されていたが、フガー社が受け取ったのは 508,000 マラベディス少なない 24,192,000 マラベディスであった。この不足分は 317,055 が償還分、190,045 が利子とされ、2 月 18 日から 6 月 18 日まで 4 か月の利子は 12,682 マラベディスとなつた。この 3 口の新しい利子負債 81,267 (=41,563+27,022+12,682) マラベディスを何故か王室の会計役は 493 マラベディス多く 81,760 と計算した。こうして王室のフガー社に対する繰延べの負債は 1,523,000 (=507,000+508,000+508,000) マラベディスとされ、これに新しい利子債務 81,760 を加えた 1,604,760 マラベディスが 1557 年 6 月 18 日の清算で生じた負債と確認された。

## 5

皇帝との 1552 年の 25 万ドゥカーテンの債務に由来する 463,019 ドゥカーテンの清算が行われた 2 日前の 1557 年 6 月 14 日にフガー社は、国王フェルディナントとの清算を行つた。此處で問題とされたのは 71,350 グルデンの元金と 80 グルデンの利子の未払であった。それは 1556 年 4 月 30 日の清算の際、アルテンブルクとスロヴェニア地方の三十分の一税に指定された 382,350 グルデンの元利の債務の未払分であった。その後の返済と利子を計算して 1556 年末の国王の負債は 34,650 ライン・グルデンと確認された<sup>17)</sup>。

フガー社のヴィーン支配人ザウエルツァップフはその他に、ミュンヒエンのカスパル・ヴァイラー商会 (Kaspar Weiler und Mitverwandten) が 1553

17) 1555 年 12 月 31 日に 71,350 グルデンの元金と 60 グルデンの利子と確認されたこの債務は 1556 年中に 17 回の返済と利息計算が行われて 1556 年末の負債元金は 34,650 グルデンとなった。Pölnitz/Kellenbenz : *Anton Fugger*, Bd. 3. Tl. II. S. 508–510.

年6月30日にフェルディナントに対し有した債権の回収にも当たった。ヴァイラー商会は当時11,000挺の叉銃の供給に関する契約をフェルディナントと結び14,000フレミッシュ・ポンドを前貸しした。アントーン・フガーはヴァイラーが以前のスペイン支配人であった誼で、この金をネーデルラントで調達してやったが、10%の利子の付いたこの負債は1557年6月末に15,540フレミッシュ・ポンドになった。

ザウエルツアップフはもう一つの事件を引き受けなくてはならなかつたが、それは古いもので、皇帝マクスィミーリアーン1世が富豪ヤーコプに抵当に入れた伯領に関する12,000グルデンの元金に対する利子で、マクスミーリアーン1世の時代から未払の儘であった。ザウエルツアップフは既に1551年10月にこの債務の返済に関する提案をしたが、今再びこれを取上げることになった。ザウエルツアップフが改めて交渉の相手とした御料局顧問のメルヒオル・フォン・ホーベルク (Melchior von Hohberg) とエラスムス・フォン・ゲラ (Erasmus von Gera) は、この間の消息を思い出せなかつたので、フガー社はハンス・ホーフマン男なら知っている筈だと教えた。そこで顧問たちがホーフマン男に報告を求めたところ、ホーフマン男爵は詳しいことは知らないから他の御料局顧問に尋ねるようにと1557年1月15日に回答して來た。こうしてこの問題も有耶無耶に終わった。

1557年2月ロシア皇帝イヴァン4世 (Iwan IV.) の使節団がレーゲンスブルクの帝国議会を訪れた。ツアリが使節団に托した書翰は、彼の「最愛の友にして兄弟」宛としてカルル5世、そして彼の不在の際はその弟フェルディナントに向けられた。ツアリは「共同のキリスト教界の残虐な抑圧者にして破壊者、血に餓えたトルコ人」に対する共同の戦争のために援助金と援軍を申し出た。また彼はギリシャ教会とラテン教会の「壮大な統一」のため尽力したことを探した<sup>18)</sup>。ツアリのドイツに対する関心は、既にドイツの手工業

18) Pölnitz/Kellenbenz : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 116.

者、芸術家及び学者の招聘に明らかであったが、彼の拡張政策が東方で成果を挙げ、西方の補完を求めた時、ポーランド人、スウェーデン人及びデンマーク人と提携したリーフラント (Livland) のドイツ騎士団の抵抗に出遭った。そこでツアリは上ドイツと提携してトルコ人に対して彼の拡張政策を実現しようとしたのである。

ツアリのこの雄大な計画が実行に移されるなら、フガー社がトルコ遠征資金を取扱う中央銀行となることは自明であった。そうなればアントウェルペン取引所で 10%以上の利率であった時に、大金を 5%の利率で長期間手中に握ることも可能であったろう。勿論その場合には資金の供給過剰による西欧市場の崩壊を阻止する安全措置も考慮しなくてはならなかつた。しかし結局ツアリの提案は実現しなかつた。それが提案に対する帝国等族の不信に基づいたかどうかは不明である。

1557 年 4 月に支配人エルテルはアントウェルペンからアウクスブルクの社主アントーンに対して、こう書き送った。「私はエラッソを友とするにはどうすべきか分かりません。何故なら私は彼のような人間に会つたことはないのです、彼は面前ではうまいことを云い、蔭では何時も反対のことを云うのです……というのは彼とその部下は、われわれ程文句が多くて役に立たぬ者はいないと皆に云っているのです」<sup>19)</sup>。

スペインの支払停止についてエーレンベルクは次のように記す。「長い考慮の後、1557 年 6 月にバリヤドリーで出た勅令によって、スペイン王室の全債権者は彼らに与えられた植民地収入の指定を取消されて、その代わりに 5 分利付きのスペインの国家定期金 (juros) を提供された」<sup>20)</sup>。だがこの措置は突然に出たのではなかった。既に 4 月に、最有力な国の債権者たちを会談に召集せよという指令が財務会議宛に出た。彼らに債務返還の条件が通告される

19) G. Ogger : *Kauf dir einen Kaiser.* S. 375.

20) Ehrenberg : *ibid.* II. S. 154—155.

ことになり、国は5%の利子の定期金証書で彼らの貸付に対する全額補償を申し出た。これに対し商人たちは以前に与えられた指定の承認を求め、定期金証書はもっと有利な条件なら少しばら受けと主張した。

しかしスペイン王室は商人たちの意向を無視して、わが道を進んだ。最初に出た国王の命令は、私人に与えられた一切の販売委託の取消を指令し、一切の王室収入は王室が処理するとした。次に出された布告は、こう指令した。最初の命令に従って清算のため国王の会計局に出頭した商人は1556年末迄は全額、また1557年1月1日以降は5%の定期金証書で補償される。従わぬ者は最初の命令の日からその債権の利子を失い、貸付元金の返済は当分中止する。

スペイン国債はそれ迄5乃至7.5%の配当で、額面価格又はそれより少し低く売却出来たが、今や15%から25%も値下がりした。この損失は当然これを引受けさせられた商人の負担となつたから、外見は国家破産の形式は避けられたが、彼らの蒙つた被害は甚大であった。国王フェリーペは支配人エルテルに対してこう説明した。「彼(フェリーペ)が常に何かをする時は意に沿わぬがするのだが、重大な必要が兵士と共に彼に損害を及ぼさぬように彼を強要する」<sup>21)</sup>。

## 6

この間もネーデルラントでは国王フェリーペの命を受けてドン・ベルナルディーノ・デ・メンドーサがブリュッセルとアントウェルペンで資金の調達に奔走し、シェツはドルトレフト(Dordrecht)とトゥルネ(Tournai)で一部を調達することになった。1557年6月22日にメンドーサはロンドンに居た国王フェリーペに、5箇連隊の支払のため上ドイツ人が17万グルデンの

---

21) Ehrenberg : *ibid.* II. S. 154.

勘定を有し、それはフガー社の 19 万とシェツツの調達する金から支払われると報告した。シェツツは 5 万グルデンを調達し、更に入手の見込があると知らせた。軍隊を動かすのに必要な額には未だ 216,000 グルデン足りぬと計算され、この不足分をスペインの会計局長オルベアが会計役フランシスコ・デ・ペルティリョに渡すことになった。

7 月 1 日に長く待たれた銀船団がスペインから到着し、指揮官ペロ・メネンデス (Pero Menéndez) は 7 月 9 日に、彼の船団が運んだ金の数量と宛先の記録をエラッソに送った。金はメネンデスの費用でカレーに陸揚げされ、フガー社に対し彼は 43 箱を運ばせた。1 箱につき 5 ドゥカーテンかかったから、彼はフガー社に 215 ドゥカーテンの債権を有した。マルティン・ドゥララン (Martin Durán) の記録ではスペインから届いた箱は国王宛 49、フガー社宛 110、シェツツ宛 74、計 233 箱であったから、フガー社には半分も渡らなかつた。

これより先、6 月末にドン・ルイス・デ・カルバハル (Don Luis de Carvajal) の船団が到着し、これには 22,000 レアルの箱 50 箱、即ち 10 万ドゥカーテンがフガー社のものであった。その他にフガー社の 16,000 ドゥカーテンの 7 箱と金の 2,700 エスクードもあった。この 2 つの船団で送られたフガー社の金から 356,524 ドゥカーテンと  $\frac{1}{2}$  レアル又は 381,282 エスクード  $23\frac{3}{4}$  プラカス (placas) がフェリーペに奪われた。

これに対してアントウェルペン支配人エルテルは国王宛に次のような陳情書を提出した。国王と国務会議の委員たちの大きな圧力でフガー社は昨 1556 年に 1,171,100 ドゥカーテンを援助した。国王はそれについて特権契約に依り、支払を今年 1557 年この 5 月大市まで延ばせるという条件で、一部はアントウェルペンの 1556 年の復活祭大市で、他的一部はスペインで同じ年の 5 月大市に支払うことを約束した。保証としてフガー社は、国王が家計と宮廷のために取って置いた 20 万ドゥカーテンに対する指定を受取った。もう 1 つの手形振出はインドから来る最初の金と銀を引当にした。ところがフガー社の

支配人たちにはバリヤドリーから、こう書いて来た。財務会議は指定の最初の三分の一を破棄したのみならず、彼らが有するすべての指定は 1556 年末までしか清算されぬことになった。他方でこの 1557 年初めからの元利については、5 分利付公債が渡されることになる。それは国王の約束と義務に反することだと。

グランベラはフガー社から、こう要請された。奪った一切を出来るだけ速かに返し、特権契約の約束が守られるようにしてほしい、と。フガー社はこの融資でその信用を担保に年利 11 乃至 12% を大市毎に支払ったのだ。国王が 2 つの船団の送金でフガー社から約 356,000 ドゥカーテンを奪い、9 月 21 日に続いた船団で送られた金もアントウェルペンで差押えられた。フガー社は計 567,961 ドゥカーテンの金を奪われた。この損害の中アントーンの分 245,000 ドゥカーテン、ハンス・ヤーコプの分 205,000 ドゥカーテン、残りは会社の通常取引分と概算された。フガー社は更に出納長官証書で 95,000 フレミッシュ・ポンドとフランデルン諸都市の債務証書 3 万ポンド、計 50 万グルデン以上の債権を有したが、その大部分を失った。

ブリュッセル政府はフランシスコ・デ・ポルティリョに国王の書翰を持たせて急遽駅馬車でアウクスブルクに向かわせた。彼はアントーン・フガーに対し、国王がフガーの金に手を触れまいと希望したが、それが不可能であった事情を説明することになった。一方エルテルに対しては政府は次のように提案した。最初の 2 つの船団の 356,000 ドゥカーテンについては、グアダルカナル以外の新鉱山からの銀で以てスペインで支払う、と。エルテルはこの提案を受け入れ、最初の特別上納金で支払を受けることを要求した。しかし特別上納金を国会で承認される前に指定することは等族の反対が予想された。最近差押えられた 224,000 ドゥカーテンに関しては次の提案が為された。アウグスティン・デ・サンタンデル (Augustin de Santander) がスペインから持つて来る筈の金で半額、残りはインドから届く金からスペインで支払う、と。エルテルは全額アントウェルペンで受取ることを固執したので、政府は

フガー社が半額を軍隊の支払のために再び貸すという条件で、これを了承した。こうしてエルテルは 356,000 及び 112,000 ドゥカーテンの新しい特権契約を結ぶことが出来た。

1557 年 8 月 10 日エフモント (Egmont) 伯の指揮するスペイン軍はサン・カンタン (St. Quentin) でフランス軍に対し大勝を博した。この勝報は、ユステの聖ヒエロニムス隠修士会の修道院に隣接する山荘で 2 月 5 日から暮らしていたカルル 5 世を大いに喜ばせた。3 月末にフェリーペの腹心である後のエボリ (Eboli) 公ルウェイ・ゴメス (Ruy Gómez) が助言と援助を求めて山荘を訪れた際、通商院が愚図について息子の資金調達が遅れているのを知った老皇帝は、憤慨して各方面に訴えて 40 万ドゥカーテンを調達させた。この資金が効を奏して勝報に接したのであるからカルルの喜びも当然であった。

フェリーペはこの戦勝の記念に、聖ロレンゾ (San Lorenzo) に奉獻されたエスコリアル (Escorial) の城教会を建てさせたが、目下の処この勝利は彼の信用を高めはしなかった。不充分な給与支払に愛想をつかしたドイツ農民傭兵は集団でフランス側に移った。フランス国王アンリ 2 世は敗戦の 10 日程後のヴェネツィア使節との会談で、リヨンの金融業者の資金援助の態度を賞讃した。彼らは国王に 60 万クローネンの貸付を承認し、しかも 10 万クローネンは無利子だった。

スペイン王室に対する貸付の成行を憂慮するアントーンの 8 月 10 日の書簡に対する回答として、支配人エルテルは 8 月 21 日に次のように報告した。自分は王室の侵害行為について他の誰よりも文句があるが、今はルウェイ・ゴメスが来て約束が守られる筈なのを待っている。自分はアントウェルペンを長く留守に出来ないので、ミヒエル・マイヤが宮廷に留まって貸金取立の仕事を毎日行う。仕事の結果についてはマイヤがアントーンに親しく報告するであろう。

しかし事態はエルテルが希望したように好転しなかったので、彼は国王フェリーペの宮廷で交渉するため 9 月にロンドンに旅立った。アウクスブル

クに在る社主アントーンは、この数週間病気だった。エルテルやマイヤの手紙にも直ぐに返事はなかったが、それは病気のためだけではなく、彼の憤激が余りに大きくて云うべき言葉を知らなかったからでもあった。だがやがて彼の怒りはエルテル宛の手紙に激しく表明された。アントーンはエルテルがロンドンの宫廷で行なったゴメスとの交渉も無駄なことだったと批判した。「破産した者は支払えない、お前の支店は糞喰えだ」というような文句はアントーンの手紙には珍らしい語調であった<sup>22)</sup>。

## 7

アントーンの指導的な使用人の1人が、社主の厳しい指令にも拘らず、その指示を守らなかつたことは、これ迄フガ一社には余り見られないことであつた。アントーンはエルテルが結んだ新しい協定も守られないであろうと考え、「今やわれわれは損害を持たなくてはなるまい」と覚悟した。アントーンは幾度もエルテルに警告した。「宫廷を信用するな」と。従つて「お前はうまい言葉で宫廷について言詰は出来ない。警告は充分受けている……。私が理由を教えなくてならぬかどうか考えよ。」アントーンの確信するところでは「フガ一家が遭遇した不幸は彼の破滅的な行動に責任があった」。幸いにもアントーンが再び彼の金を受取れたら「お前は私の持分を全く侵すことはならぬ」<sup>23)</sup>。

アントーンはエルテルに代わってマイヤがアントウェルペン支店の「鍵を握る」ように命じた。勿論マイヤも社主アントーンの指示に従つて行動すべきものとされた。ところがアントーンが意外に思ったことには、アントウェルペンに送られたマイヤは、エルテルに対する社主の非難と処置に対して「大

22) Pölnitz/Kellenbenz : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 129.

23) Pölnitz/Kellenbenz : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 129.

きな懸念」を表明して、エルテルの肩を持つような態度を示した<sup>24)</sup>。

アントーンはスペイン王室の返済遅延から生ずる混乱に対し、会社の通常取引の債権者を出来るだけ満足させるようにアントウェルペン支店に指示した。アントーンの個人的資産は予備金として取って置いて、手をつけてはならなかった。勿論新たな借入は禁じられた。甥たちが有する通常取引に対する債権は、他の債権者に対する支払を優先させるため差し当たり後廻しにされるべきであった。そこでアントーンは10月19日にアウクスブルクから次のように指示した。アントウェルペン市がゲオルク・フガーに返済すべき33,000ドゥカーテンは他の債権者に対する支払に当て、ゲオルクには12%の利子を払うことにして、この金額を通常取引の彼の債権として記入せよ。この措置についてのゲオルクの了解は自分が引き受ける、と。

アントンは同じ19日にマイヤに対して、アントウェルペン支店の帳簿を整理し、利息計算の内容を報告せよと命じた。ところがマイヤはいい加減な仕事で糊塗して苦境を遁れようとした。そこでアントーンはマイヤに「私は今やお前に責任を帰す。何故ならお前が帳簿の勘定を次つぎと見れば、お前は事情が良く分かるのだ」とはっきり云い渡した。しかしマイヤは本店の指令に背いて引き延ばしを計り、エルテルがロンドンから戻るのを待とうと思った。このマイヤの引き延ばしによって、アントーンは債権、債務の現状の明確な見透しを立てることが出来なかった。社主はマイヤに対して「私はお前がかくも怠け者とは思わなかった」と率直に書き送った<sup>24)</sup>。

マイヤの態度に失望したアントーンは次男ハンスをアントウェルペンに送った。出納長官証書勘定の明細がアウクスブルク本店に届いた時、事態は可成り明白となった。それはアントーンの考えでは「恐るべき勘定」で、損失の危険を含むのみならず、記帳の乱脈は熟達したマテーウス・シヴァルツ

---

24) Pölnitz/Kellenbenz : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 131.

25) Pölnitz/Kellenbenz : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 131.

さえも勝手が分からぬくらいであった<sup>25)</sup>。こうしてアウクスブルクで社主が支配人とフェリーペとの取引について疑念を拡げていた時も、国王自身はフガードと関係を絶つ積りはなく、エルテルが云うことを聞かなくなつたので、アウクスブルクでアントーンと交渉させようと思った。

エルテルは間もなく罷免されたが、彼は支配人在任中にアントウェルペンで屋敷を購入し、10万グルデンの私財を蓄めたことが分かった。ペルニツはエルテルの業務に関連して次のように記した。「恐らくエルテルの転率で、一部は不当な国王フェリーペに対する信用授与は、彼はそれを避け得なかつたのだが、未だ決して最悪のものでなかつた。もっと危険に思われたのは、叔父と甥たちの間の深刻な疎隔、通常取引と並んで自己の業務を更に追求しようとし、差し迫っている会社の崩壊から各自が自分の分になし得るもの出来るだけ救おうとする全関係者の全般的な努力であった」<sup>26)</sup>。

社主アントーンの支配人に対する厳しい叱責は、10年前のヴィーン支配人マイリーンの怠慢を指摘した手紙以来たびたび繰返されたが<sup>27)</sup>、社内規律弛緩の傾向は身内の社員にまで及んだ。勿論それにはアントーンの健康状態の悪化が大きく影響したことは、今回のアントウェルペン支配人エルテルの指令違反の行動に対して、自分で現地に赴いて収拾を計れなかつたことからも窺われる。しかしアントーンが1545年に国王フェルディナントに対して引退の意向を表明して以来<sup>28)</sup>、事ある毎に平穏な生活に対する希望を語ったので<sup>29)</sup>、今では皇帝秘書エラッソさえもが、アントーンは「全く隠退したいから、陛下にもう信用で煩わせて載きたくないと、曾て皇帝陛下にお願いした」とエルテルの面前でも語る始末であった<sup>30)</sup>。

26) Pölnitz/Kellenbenz : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 132.

27) 拙稿「アントーン・フガードの企業と時代(19)」。55-56頁。

28) 拙稿「アントーン・フガードの企業と時代(15)」78頁。

29) 拙稿「アントーン・フガードの企業と時代(19)」。66頁。

30) Pölnitz/Kellenbenz : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 128.

勿論これに対してエルテルは、アントーンが「両陛下を危難において見棄てない」ことは証明済みであると反論した<sup>31)</sup>。しかし王室の財務官僚が役に立たなくなつた商人に対して如何なる態度を取るであろうかは容易に推測出来た。王室財政の業務から手を引くことは、恐らく会社にとって当時至難の仕事であった。既にアントーン自身が1552年パサウの協定の時代に、暗い見通しを持ち乍らも皇帝に金を出さざるを得なかつた<sup>32)</sup>。

この不幸な状態においてアントーンに特に不満を与えたのは、アントウェルペン支店における業務上の秘密保持の欠如であった。社主が知らないのに、多くの者が消息を知っていた。「それは私には全く不快だ」とアントーンは10月19日の手紙で述べた<sup>33)</sup>。それは社主がもう重要支店を統御出来なくなつた企業の現状を端的に証明する事実であった。

—— 1989年6月 ——

---

31) Pölnitz/Kellenbenz : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 128.

32) 拙稿「アントーン・フガーの企業と時代(23)」。130-134頁。

33) Pölnitz/Kellenbenz : *ibid.* Bd. 3. Tl. II. S. 131.